

請　願

平成22年3月須賀川市議会定例会

請願番号	受理年月日	請願名	請願者	紹介議員	資料ページ
請願第1号	H22. 2. 19	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	須賀川市 日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合会議長 牧野桂男	大倉雅志	1~2
請願第2号	H22. 2. 19	社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提出について	須賀川市 日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合会議長 牧野桂男	水野敏夫	3~4
請願第3号	H22. 2. 19	多重債務者対策の推進を求める意見書提出の請願について	須賀川市 日本労働組合総連合会福島県連合会須賀川地区連合会議長 牧野桂男	大倉雅志	5~7
請願第4号	H22. 2. 24	ハローワーク須賀川の駐車場増設を求める請願書	須賀川市 ハローワーク須賀川の駐車場増設を求める会 代表 味戸英次	丸本由美子	8
請願第5号	H22. 2. 24	米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願	岩瀬郡鏡石町 須賀川地方農民運動連合会 会長 丹治実	橋本健二	9~10

請願書

2010年 2月 19日

須賀川市議会

議長 渡辺 忠次 殿

請願者

住所 須賀川市 [REDACTED]

氏名 日本労働組合総連合会

福島県連合会須賀川地区連合会

議長 [REDACTED] 桂男 [REDACTED]

紹介議員



[Handwritten signature] [Redacted stamp]

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされています。

福島県最低賃金は、毎年8月に「福島地方最低賃金審議会」において決定され、10月1日から適用されています。

現在の福島県最低賃金は、時間額で644円となっており、全国順位で31位と低位にあります。このような最低賃金の水準では、県内の中小・零細企業で働く人たちやパート労働者の生活改善は望めません。

また、一般労働者の賃金は4月に引き上げるのに対して最低賃金の発効日は10月1日と半年遅れとなっています。

したがって、私たちは、各種統計資料で示されている福島における一般労働者の賃金並びに産業・経済の力量に見合う水準に最低賃金を引き上げることと、最低賃金改定諮問を早急に行い早期発効することについて強く求めるものであります。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂けますよう、お願い致します。

- (1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- (2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日に早めること。

以上



福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされています。

福島県最低賃金は、県内の中小・零細企業で働くパート労働者をはじめ、多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は、全国順位で31位と低位となっています。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとはいえず、貴重な労働力を他県に流出させることになります。

よって、本議会は福島県の一層の発展を図るために、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

- (1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業・経済実勢に見合った水準に引き上げること。
- (2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2010年3月〇日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 あて
福島県労働局長

須賀川市議会
議長 渡辺 忠次

請願書

2010年 2月 19日

須賀川市議会

議長 渡辺 忠次 殿

請願者

住 所 須賀川市

氏 名 日本労働組合総連合会

福島県連合会 須賀川地区連合会

議 長 牧野 桂男

須賀川市



紹介議員

水野 敏夫



社会的セーフティネットの拡充に関する意見書の提出について

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われました。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は2009年10月から実施されていますが、「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念されます。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られないなか生活保護受給者数は急増し、すでに福島県においては昨年度の申請件数が約2,900件に達し、今後も増加し続けるものと考えられます。

約6人に1人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「子どもの貧困」の解決が求められているなか、生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」が営まれるよう総合的なセーフティネット体系を確保すべきであります。

つきましては、次の事項について地方自治法99条の規定により政府関係機関に対し、意見書を提出して頂きますようお願いします。

- ① 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。
- ② 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。



社会的セーフティネットの拡充に関する意見書(案)

急速に悪化する雇用失業情勢に対応し、住居を失った離職者を支援する「新たなセーフティネット」の構築に向けた予算措置が、政府の「経済危機対策」により行われました。この「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」は、2009年10月から実施されていますが、「訓練・生活支援給付」「住宅手当」「就職安定資金融資」「生活福祉資金」がそれぞれ別の申請窓口となっているなど、「セーフティネット」としての機能が十分に発揮されないことが懸念されます。

また、雇用情勢に改善の兆しが見られない中、生活保護受給者数は急増しています。すでに福島県においては昨年度の申請件数が約2,900件に達し、今後も増加し続けるものと考えられます。約6人に1人が貧困であると政府が公表し、とりわけ「子どもの貧困」の解決が求められている中、生活保護制度は「最後のセーフティネット」であり、国が責任を持って実施態勢を確保すべきであると考えます。

（体調）

よって、本議会は、国民が日本国憲法に明記された「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるよう、総合的なセーフティネット体系の整備に向け、政府に対し以下の事項について強く求めます。

記

- ① 「雇用と住居を失った者に対する総合支援策」をワンストップ・サービスとして迅速かつ円滑に実施するために必要な事務の改善と、恒久的な制度化を行うこと。
- ② 生活保護制度の円滑な実施に向け、国の責任において運用の改善、実施体制の確保及び確実な財源保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

2010年0月0日

衆議院議長

参議院議長

財務大臣

あて

総務大臣

厚生労働大臣

須賀川市議会

議長 渡辺 忠次

請願書

2010年 2月19日

須賀川市議会

議長 渡辺忠次 殿

請願者
住所 須賀川市
氏名 日本労働組合総連合会
福島県連合会須賀川地区連合会
議長 牧野桂男
紹介議員



大會主者

多重債務者対策の推進を求める意見書提出の請願について

請願の趣旨

現存する多重債務者の早期救済と新たな多重債務者を防止するため、標記について須賀川市議会で採択をいただき、地方自治法第99条の規定に基づき、政府及び関係行政官庁あてに意見書の提出をいただきたく請願します。

請願の理由

1. 現在消費者金融の利用者は1,000万人を超え、クレジットカードの発行枚数はおよそ3億枚、消費者信用残高は70兆円を上回り、家計の最終支出に占める消費者信用の割合は4分の1となっています。

多重債務問題の主な要因は、クレジット・サラ金・商工ローンなど貸金業者の高金利や過剰貸付などに起因するといわれ、消費者金融3社以上の利用者は300万人、内200万人以上が3ヶ月以上返済を滞り、個人の自己破産申立件数は200件、3年のピーク時で約24万件、直近で14万件と大きな社会問題となっています。

同時に、依然として過酷な返済の取立てによる夜逃げや自殺が後を絶たず緊急な対策を必要としています。

2. 多重債務問題の解決をめざすため、2006年に消費者金融の高金利の引き下げ等を求め341万筆に及ぶ請願署名や、43都道府県・1,136市町村議会の意見書採択などにより、国会で2006年12月貸金業法が改正され段階的に施行されています。

政府は法律改正を受け2007年4月に多重債務者対策本部を設置し、①多重債



務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とした多重債務問題改善プログラムを策定しました。

全国の自治体における多重債務対策などで、2008年の自己破産者数が13万人を切るなど成果をあげつつあります。

さらに、出資法の上限金利の引下げと収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）など、改正貸金業法の完全施行により高金利や過剰貸付与信等が是正され、政府と自治体の多重債務対策によりさらなる改善効果が期待されることになります。

3.しかし、昨今の経済悪化で資金調達が困難を理由に中小事業者の倒産が増加傾向にあります。一部で資金調達ができない要因が「改正貸金業法」にあるかの世論をつくり、改正貸金業法完全施行の延期や、貸金業者の規制緩和を求めるとする動きもあります。

4.わが国では、1990年代に山一証券や北海道拓殖銀行の破綻など、バブル崩壊後の経済危機に、貸金業者に対する不十分な規制の下で商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばしました。その結果、1998年に自殺者が3万人、自己破産者が10万人を超えるなど短期間に多重債務問題が社会問題化しました。

5.したがって、改正貸金業法の完全施行の先延ばしや、金利規制などの貸金業者に対する規制緩和は、再び自己破産者や多重債務者の急増を招き、自殺者が増大しかねず同じ過ちを繰り返すべきではありません。

いま、必要とする多重債務者対策は、早期に発見し、早期解決方法をアドバイスできる相談体制の確立と、セーフティネット貸付の充実及び悪質なヤミ金融業者の撲滅にあります。

以上のことから、今般設置される消費者庁の所管や共管となる地方消費者行政の充実をはじめ、多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し多重債務問題解決に、以下の施策を求める意見書を国会及び関係行政庁に対し提出することを採択していただくよう請願いたします。

- (1) 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- (2) 自治体での多重債務相談体制の整備をはかり、相談員の人事費を含む予算を十分確保するなど相談窓口を充実できる施策を講じること。
- (3) 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- (4) ヤミ金融業者の摘発に努めること。

多重債務者対策の推進を求める意見書（案）

多重債務者が200万人を超え、1年間で3万人を超える自殺者のうち経済・生活苦を要因とする自殺者は7,000人、自己破産者も10万人を上回り多重債務問題は大きな社会問題となりました。

その解決をはかるため2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などの同法は本年12月から2010年6月までに完全施行されることとなっています。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムに基づき、地方自治体を含め多重債務対策に取り組んできました。その結果、多重債務者は減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなどその成果を上げつつあります。

いま一部に、経済危機に加え商工ローン業者の倒産などによる資金調達が制限され、その結果、中小事業者の倒産が増加しているなどとして、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者への規制緩和を求める動きが見受けられます。

しかし、バブル崩壊後の経済危機で、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年以降自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を大きく超えて続けるなど多重債務問題による過ちを繰り返してはなりません。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招くことは明らかであります。いま、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、解決に向けたアドバイス、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅などであります。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実をはじめ、多重債務問題は喫緊の課題であり、国に対し以下の施策を求めるものです。

- 1 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人事費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
- 3 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
- 4 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

2010年 月 日

須賀川市議会
議会議長 渡辺 忠次

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、多重債務者対策本部長、金融担当大臣、消費者政策担当大臣、厚生労働大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長

須賀川市議会

渡辺忠次議長様

「ハローワーク須賀川の駐車場増設を求める請願書」

今般の景気低迷の中、全国的に雇用情勢はますます深刻化の一途をたどり、国や地方自治体においても緊急な課題として、さまざまな雇用対策が講じられていますが、求人倍率を見ても、この地域の厳しい状況がうかがえます。

いまだ、企業の人員整理や派遣切りなどがすすめられ、失業者が増え、職を求める人がハローワークに溢れています。さらに、石川職業安定所との統合により、管轄する範囲が広がり、ハローワーク須賀川に訪れる方々が増えています。そんな中、多くの利用者からは、「駐車場が足りない」との声が出されています。

施設の立地条件の悪さは、深刻です。毎日、ハローワーク前の国道には、駐車場に入れない車の列ができ、交通安全や近隣商店への無断駐車など大変支障をきたしています。誰もが利用しやすく、また、近隣に支障の無いようにするための、緊急対策として、駐車場の増設が必要です。

よって、須賀川市におきまして、国、関係機関に対して、駐車場増設の緊急対策を講ずるよう要請を行っていただくことを請願いたします。

平成22年2月24日

ハローワーク須賀川の駐車場増設を求める会
代表 味戸英次

須賀川市

紹介議員

丸本由美子



米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める請願

2010年2月24日
須賀川市議会議長
渡辺忠次 殿

請願団体 須賀川地方農民運動連合会
代表者 会長 丹治 実
住所 岩瀬郡鏡石町 [REDACTED]

紹介議員

橋本 健二 [REDACTED]

〔請願主旨〕

デフレ不況ともあいまって米価下落に歯止めがかからず、米流通が深刻な停滞をきたしています。こうしたなかで政府は、来年度以降の戸別所得補償政策に先立つ「米戸別所得補償モデル事業」「水利活用自給力向上事業」を打ち出しています。

これらの政策は、市場原理一辺倒の農政の転換や、強制減反の見直しという点で、これまでの農政に一定の修正をもたらす面があります。また、当初案で大幅に減額されていた転作への助成が、農業関係団体の運動を反映して「激変緩和措置」として上積みされたことも重要です。

しかしながら、農水省が発表した2008年産米の全算入生産費は1俵あたり1万6497円のものかわらず、戸別所得補償の補償水準は全国一律の1俵1万3703円であり、極めて不十分といわざるをえません。

また、政府が米の需給と価格の安定に責任を持たないものとの所得補償の実施は、大手流通資本などによる補てんを見越した“価格破壊”や“買いたたき”への懸念も広がっています。

こうした懸念に加えて、鳩山内閣が強く推進しているEPA・FTAも価格下落要因となり、価格が“下落したら補てんする”という戸別所得補償の財源はいづれ破綻するのではないかというのが多くの農業関係者の不安です。

米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、政府が進める「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものであり、緊急対策が不可欠であると考えます。

以上の主旨から、下記の事項について政府・関係機関に意見書を提出していただきますよう請願します。

記

〔請願項目〕

- 1、「米戸別所得補償モデル事業」の補償単価を、2008年産米の1俵あたりの全算入生産費である1万6497円相當に引き上げること。
- 2、「米備蓄300万㌧」と「棚上げ備蓄」を実現するとした民主党の総選挙マニフェストを踏まえ、当面、16万㌧に加え、09年2月にルールを無視して集荷円滑化対策米を買い入れた10万㌧と、備蓄米のうち超古米となっている05年産など、19万㌧を主食用途以外に処理し、これにみあう量の備蓄米を生産費をまかなう価格水準で買い入れること。
- 3、ミニマムアクセス米の受け入れ時に国内の米の需給に影響を与えないとした政府公約を守り、最低限、主食用のSBSや、需要のないミニマムアクセス米の輸入を削減すること。



米価の下落に歯止めをかけ、再生産できる米価の実現を求める意見書案

デフレ不況ともあいまって米価下落に歯止めがかからず、米流通が深刻な停滞をきたしています。こうしたなかで政府は、来年度以降の戸別所得補償政策に先立つ「米戸別所得補償モデル事業」「水田利活用自給力向上事業」を打ち出しています。

これらの政策は、市場原理一辺倒の農政の転換や、強制減反の見直しという点で、これまでの農政に一定の修正をもたらす面があります。また、当初案で大幅に減額されていた転作への助成が、農業関係団体の運動を反映して「激変緩和措置」として上積みされたことも重要です。

しかしながら、農水省が発表した2008年産米の全算入生産費は1俵あたり1万6497円のもかかわらず、戸別所得補償の補償水準は全国一律の1俵1万3703円であり、極めて不十分といわざるをえません。

また、政府が米の需給と価格の安定に責任を持たないもとの所得補償の実施は、大手流通資本などによる補てんを見越した“価格破壊”や“買いたたき”への懸念も広がっています。

こうした懸念に加えて、鳩山内閣が強く推進しているEPA・FTAも価格下落要因となり、価格が“下落したら補てんする”という戸別所得補償の財源はいづれ破綻するのではないかというのが多くの農業関係者の不安です。

米価の下落に歯止めをかけ、価格と需給を安定させることは、政府が進める「米戸別所得補償モデル事業」の成否を左右するものであり、緊急対策が不可欠であると考えます。

以上の主旨から、下記の事項について強く要望するものです。

記

1、「米戸別所得補償モデル事業」の補償単価を、2008年産米の1俵あたりの全算入生産費である1万6497円相當に引き上げること。

2、「米備蓄300万㌧」と「棚上げ備蓄」を実現するとした民主党の総選挙マニフェストを踏まえ、当面、16万㌧に加え、09年2月にルールを無視して集荷円滑化対策米を買い入れた10万㌧と、備蓄米のうち超古米となっている05年産など、19万㌧を主食用途以外に処理し、これにみあう量の備蓄米を生産費をまかなう価格水準で買い入れること。

3、ミニマムアクセス米の受け入れ時に国内の米の需給に影響を与えないとした政府公約を守り、最低限、主食用のSBSや、需要のないミニマムアクセス米の輸入を削減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

議会議長

陳 情

平成22年3月須賀川市議会定例会

陳情番号	受 理 年月日	陳 情 名	陳 情 者	資料 ページ
陳情第1号	H22.2.12	須賀川市総合福祉センター5階に 展示用パネルボード等の増設依頼 について	須賀川市	
			須賀川市文化団体連絡協議会 会長 山邊 與夫	1
			須賀川市	
			須賀川美術協会 会長 君島 主一	

陳 情 書

平成 22 年 2 月 / 2 日

須賀川市議会議長 渡辺忠次 様

須賀川市 [REDACTED]

須賀川市文化団体連絡協議会 会長山邊與夫



須賀川市 [REDACTED]

須賀川美術協会 会長君島主一



須賀川市総合福祉センター5階に展示用パネルボード等の増設依頼について

1 請願趣旨

日頃、須賀川市総合福祉センター5階の施設活用のご支援に深く感謝しています。現在ある仕切りパネルボードでは、小作品(100cm × 100 cm)展示に限られています。そこで、大きな作品も展示するため中央公民館からパネルボード50基と支柱51本を借用して、須賀川総合福祉センター5階まで運びこんで展示会場を設置しています。この作業は、大変な苦労を強いられています。

ですから、この5階にも大きなパネルボード(180cm × 90cm)や支柱等の増設を実現していただきたいのです。そうすれば、より多くの団体も発表展示の機会に恵まれます。そして、より多くの人々が集まり街の活性化にも大きく役立つものと考えるものであります。今後とも、須賀川市の美術文化の発展のため設備の増設と充実をお願いいたします。

2 請願事項

1つ、パネルボード(約180cm × 90cmの大きさ)60基と支柱61本を設備してください。

1つ、作品展示レール50kg位まで飾りつけられるものに補強してください。(現在の壁面に設置されているものは、20kg以下のレール)

以上

